

職員の懲戒処分等について

東京都知事は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 都市整備局職員の非行事故

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

氏名	現所属名	職種	職層	年齢	性別	内容
いしかわ ともかつ 市川 朋克	多摩建築指導事務所	事務	主事	5 2	男性	懲戒免職

イ 管理監督者

環 境 局 副参事 口頭注意

(2) 事故の概要

事故者は、所属の親睦会における会計の立場を利用して、令和 5 年 5 月から令和 6 年 1 月までの 9 か月分の会費等、計 591,666 円を横領した。

また、令和 5 年 10 月 2 日から令和 6 年 7 月 14 日までの間、自ら作成した架空の診断書を用いて、計 51 日間の病気休暇を不正に取得した。

2 保健医療局職員の欠勤事故

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

氏名	現所属名	職種	職層	年齢	性別	内容
おおいし まこと 大石 誠	動物愛護相談センター	技能 I	主事	4 7	男性	懲戒免職

(2) 事故の概要

事故者は、令和 6 年 2 月 2 日から同月 27 日までの間、私事欠勤 15 日及び早退 1 回を行い、令和 6 年 8 月 28 日から同年 12 月 20 日までの間、無届欠勤 9 日及び私事欠勤 70 日を行った。

また、複数の医療機関に対して、電話で自身の要求を繰り返すなど、不適切な行為を行った。

3 発令年月日
令和7年6月5日

問合せ先
総務局人事部人事課（服務班）
電話 03 - 5388 - 2376(直通)